

政策アドバイザー招聘事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長が重要な政策判断や政策研究を行うに当たり、諸課題に関する専門家からの助言などを求めるため、必要に応じ学識経験者や有識者など(以下「政策アドバイザー」という。)を招聘することについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 政策アドバイザーから助言などを受ける際は、市長が必要と判断する者を同席させることができる。また、市長が同席せず、市長の指名する者が政策アドバイザーからの助言などを受けることも可能とする。

(助言などを受ける場所)

第3条 政策アドバイザーから助言などを受ける際は、原則として浜松市役所内を会場とするが、政策アドバイザーなどから申し入れがあれば、他の場所を会場とすることができる。

(報償)

第4条 政策アドバイザーから助言などを受けた際は、政策アドバイザーに対し、予算の範囲内において、実費弁償相当額を含めた謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第5条 政策アドバイザー招聘事業の実施に係る庶務は、企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。